

情報公表ルール

2004年12月21日制定

2020年4月1日現在

北陸電力送配電株式会社

目 次

第1章 総 則

第1条	目 的	1
第2条	適用範囲	1
第3条	用語の定義	1

第2章 情 報

第4条	公表する情報	2
第5条	システムアクセス情報の提示	2
第6条	電源情報の開示	2

第1章 総則

(目的)

第1条 この要則は、送配電部門における、電力系統の利用に供する情報（以下「情報」という。）の公表に関する基本的な考え方を定める。

(適用範囲)

第2条 この要則は、送配電部門による情報の公表に適用する。

(用語の定義)

第3条 この要則における用語の定義は次による。

- (1) 「公表」とは、「公開」、「提示」及び「開示」の総称をいう。
- (2) 「公開」とは、一般に公開されているウェブサイトや配布等により、広く一般に情報を提供することをいう。
- (3) 「提示」とは、情報の公表を求める個々の要請に応じて、身元確認等のうえ、個々に示し説明を行うことをいう。
- (4) 「開示」とは、開示請求者と秘密保持契約を結ぶこと等により、利用者・利用目的を限定して情報を提供することをいう。

第2章 情報

(公表する情報)

第4条 送配電部門が公表する情報項目、その公表の手段及び公表時期（更新時期）は、別紙1のとおりとする。

- (1) 送配電部門は、別紙1で公表する情報について決定又は変更があった場合、速やかに公表する。なお、公開する情報に決定及び変更があった場合は、その旨を公開する。
- (2) 送配電部門は、別紙2で定める情報について、原則、公表しない。ただし、社会的要請等に基づく第三者情報の公表については、当該第三者の許諾が得られればこの限りではない。
- (3) 送配電部門は、情報の提示及び開示を求める個々の要請について、情報提供できない場合は、その理由を説明する。

(系統アクセス情報の提示)

第5条 送配電部門は、別紙1のうち公表区分「提示」の系統アクセス情報について、系統接続を検討している系統連系希望者から系統利用検討の目的のために情報公表の要請があった場合、要請者の事前登録（身元の確認）及び目的の確認を行ったうえ、保有している情報を当該要請者に提示する。

また、特に重要な情報については、次の措置を行う。

- (1) 秘密保持誓約書の提出
要請者に対して「提示された情報を目的以外に利用しないこと及び第三者に提供しないこと」及び提示要請内容、使用目的、要請者の身元を記載した秘密保持誓約書の提出を求める。
- (2) その他必要な措置
必要に応じて、要請者の身元確認のために「印鑑証明書」等の提出を求める。

(注) 保有している情報とは、情報提示を要請された時点において送配電部門が保有している情報（将来の設備形態の予想や検討を加えない状態の情報）をいう。

(電源情報の開示)

第6条 送配電部門は、別紙1のうち公表区分「開示」の電源情報について、次の条件を満たす事業者から系統利用検討の目的のために情報公表の要請があった場合、開示請求者と送配電部門間において別紙3に定める内容を記載した秘密保持契約を締結のうえ、発電設備設置者より提供を受けた情報を当該要請者に開示する。なお、開示請求を行うための条件は次の通りとする。

- (1) 接続検討申込済みの系統連系希望者または連系済み発電設備設置者
 - (2) 開示頻度は、運転開始前に1回、運転開始後は毎年度1回
 - (3) 開示請求の都度、1万円に消費税等相当額を加えた金額を手数料として支払い
- 2 送配電部門は、開示請求者が秘密保持契約に違反した場合は、故意又は過失の有無を問わず、違約金の支払いを求める。
 - 3 送配電部門は、秘密保持契約に関する問い合わせ窓口を設置する。
 - 4 送配電部門は、発電設備設置者が情報提供に合意しているか否かの対応状況を示した系統図を公開するとともに、情報提供に合意していない発電所名を開示する。

付 則

1. この要則は、平成17年4月1日より施行する。(H16.12.17)
2. 平成25年2月19日に改定された電力系統利用協議会の情報公表ルールに基づき、要則の一部を改定し、平成25年3月28日より適用する。
3. 電力広域的運営推進機関の業務開始に伴い、要則の一部を改正し、平成27年4月1日より適用する。(H27.3.30)
4. 組織変更に伴い、一部を改正し、平成27年7月1日から適用する。
5. 「系統情報の公表の考え方(平成27年11月改定 資源エネルギー庁)」に基づき、要則の一部を改正し、平成27年12月25日より適用する。
6. 電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の改正、「系統情報の公表の考え方(平成28年4月改定 資源エネルギー庁)」のガイドラインに基づき、要則の一部を改正し、平成28年4月1日から適用する。(H28.3.28)
7. 資源エネルギー庁からの要請による需給実績情報の公表時期の見直しに伴い、要則の一部を改正し、平成30年11月1日から適用する。(H30.10.22)
8. 「系統情報の公表の考え方(平成31年4月改定 資源エネルギー庁)」のガイドラインおよび資源エネルギー庁からの要請による需給関連情報の公表内容の見直しに基づき、要則の一部を改正し、2019年5月20日から適用する。(2019.5.20)
9. 2020年1月1日より、本要則の所管を電力流通部から送配電サービス部へ移管する。(2020.1.7)
10. 「系統情報の公表の考え方(平成31年4月改定 資源エネルギー庁)」に基づき、要則の一部を改正し、2020年1月1日から適用する。(2020.1.7)
11. 分社化に伴い、要則の一部を改正し、2020年4月1日から適用する(2020.3.31)

送配電部門が公表する情報項目、公表の手段及び公表時期（更新時期）

公表区分	情報項目	公表の手段	公表時期 (更新時期)
公開	(a) 系統ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール ・情報公表ルール	当社ウェブサイト	都 度
	(b) 流通設備計画 ・流通設備建設計画（供給計画に記載したもの）	同 上	同 上
	(c) 送変電系統の空容量 ・熱容量からみた送変電設備の空容量を表示した系統図（特別高圧以上）	同 上	同 上
	(d) 需給関連情報（需給予想） ・供給区域の需要電力 翌日：翌日の最大時および使用率ピーク時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時および使用率ピーク時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の最大時および使用率ピーク時供給電力 当日：当日の最大時および使用率ピーク時供給電力	同 上	翌日：前日 18 時頃 当日：当日 9 時頃
	(e) 需給関連情報（電力使用状況） ・供給区域の需要電力の現在値 ・供給区域の当日及び前日の需要実績カーブ（過日分の参考日を対象として表示する場合もある） ・供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻 ・供給区域の当日の太陽光発電実績カーブ	同 上	都 度
	(f) 再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報 ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとの給電指令が行われた出力の合計 ・理由（「下げ調整力不足」などの要因）	同 上	出力抑制が行われた日の属する月の翌月
	(g) F I T 特例制度①の発電想定方法 ・太陽光電源、風力電源の発電計画想定方法	同 上	都 度
	(h) F I T 特例制度①の発電想定値の妥当性 ・太陽光電源、風力電源の発電想定値の妥当性	同 上	同 上
	(i) 需給実績情報 ・供給区域の需要実績（1 時間値） ・供給区域の供給実績（電源種別、1 時間値）	同 上	1 ヶ月毎
	(j) 停電情報（作業に伴う停電や特別高圧のお客さまの停電等を除く） ・停電の地域や戸数、復旧見込み時刻等	同 上	都 度

公表区分	情報項目	公表の手段	公表時期 (更新時期)
公開	(k) 託送供給等業務に係わる情報遮断に関する社内規程 ・送配電等業務における行為規制の遵守に関する規程	当社ウェブサイト	都 度
	(l) 再生可能エネルギー接続可能量関連情報 ・再生可能エネルギーの申込み状況 ・再生可能エネルギー接続可能量の算定結果及びシミュレーション結果	同 上	同 上
	(m) 需要及び送配電に関する情報(154kV 以上) ・地点別需要, 系統潮流実績 (変電所単位かつ1時間単位) ・送電線の作業停止計画 (年間計画2年分, 過去計画1年分) ・系統構成, 予想潮流 (1年度目, 5年度目) ・送電線の投資・廃止計画 (10年間) ・送変電設備のインピーダンス (ループ系統のみ)	同 上	1年毎
	(n) 電源の開示に係る情報の提供状況に関する情報 ・発電設備等毎に提供状況を明示した送電系統図 (発電設備等の名称は除く)	同 上	同 上
提示	(o) 流通設備の故障状況 (設備名, 発生時刻, 復旧状況, 原因)	ネットワークサービスセンター等(※1)への電話等での問合せに応じ個別に説明	都 度
	(p) 系統アクセス情報 (特別高圧) ・希望連系点付近の送電線路経路図 ・地内系統の送電系統図 (送電容量, バンク容量を含む) ・地内系統の予想・実績潮流図 ・地内系統の作業停止計画・作業実績 ・地内系統の系統技術に係わる諸データ・設備定数 (送電線・変圧器の電圧やインピーダンス), 短絡容量, 系統保護リレーの設置状況, その他送電系統への連系の技術検討に係わる情報 ・地内系統の送変電設備計画 ・地内系統の停電実績 等	系統アクセスルールにて定める接続検討の申込み窓口にて閲覧(※2), または問合せに応じ個別に示し説明	同 上
	(q) 系統アクセス情報 (高圧) ・希望連系点付近の電柱位置図 ・当該配電線の配電系統図 (送電容量, バンク容量を含む) ・当該配電線の予想・実績電流 ・当該配電線の系統技術に係わる諸データ・設備定数 (配電線・変圧器の電圧やインピーダンス), 短絡容量, 系統保護リレーの設置状況, その他配電設備への連系の技術検討に係わる情報 ・当該配電線の配電設備計画 ・当該配電線の停電実績 等	同 上	同 上

公表区分	情報項目	公表の手段	公表時期 (更新時期)
開示	(r) 発電出力実績に関する情報(66kV 以上) <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電出力実績：1 時間毎(匿名, 系統構成とセット) ・ 電源種 ・ 発電機単位の設備容量, LFC 幅, 最低出力, 変化速度 ・ 発電所単位の運用制約(燃料消費制約, 地熱の蒸気井の減衰等による制約, 海水温制約, 取水量制約, 大気温度制約) 	開示請求者とネットワークサービスセンター間において, 秘密保持契約を締結のうえ開示	都 度 (年度毎に更新)
	(s) 電源の新設・停止・廃止計画に関する情報(66kV 以上) <ul style="list-style-type: none"> ・ 電源の新設・停止・廃止計画 	同 上	同 上

(※1) 当社と給電(運用) 申込書を締結している場合は系統運用箇所

(※2) 系統連系希望者の希望連系点付近の送配電設備の位置がわかる送電線路経路図または電柱位置図を提示

保護すべき情報

1. 第三者情報

第三者とは、送配電部門以外の部門、当社以外の法人、その他の団体及び事業を営む個人をいう。

(1) 公表することにより、第三者の競争上の地位、その他正当な利益を害する懸念があるもの

○個々の事業者の事業状況

- ・電源の開発（卸調達）状況、性能、作業条件、運転コスト、運転計画
- ・燃料調達・消費状況
- ・需要動向（分布）、需要実績
- ・売上情報 等競争に影響を与える情報 等

(2) 私契約の内容や顧客情報等、守秘が必要と考えられる情報

- ・契約者、契約者の所在地、契約期間、契約電力、契約金額、契約条件、第三者の経営状況 等

2. 重要施設への供給系統・供給設備に関する情報

国や地方公共団体の重要な機能を担う施設、機能喪失により広く社会的に影響を与え得ることが懸念される重要施設への供給系統・供給設備に関する情報

開示請求者と一般送配電事業者間の秘密保持契約の内容

秘密保持契約の主な内容
<ul style="list-style-type: none">・ 定義・ 開示手数料・ 開示拒絶事由・ 秘密保持義務・ 行政機関への情報提供・ 目的外使用の禁止・ 秘密情報の返還・破棄・ 漏洩時の措置・ 違約金・ 損害賠償・ 契約の解除・ 権利義務の譲渡の禁止・ 契約の有効期間